

# 旭川市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

## 第1 目的

この要綱は、旭川市（以下「市」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知）に基づき、市が指定する地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての指定事業所が市に所在する介護サービス事業者の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## 第2 検査実施機関

旭川市福祉保険部指導監査課

## 第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施する。

なお、第4の1（2）特別検査の実施に当たっては、旭川市福祉保険部介護高齢課との合同で実施するものとする。

## 第4 検査等

### 1 検査

検査の方法は、次の各号に掲げるとおりとし、その目的は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 一般検査  
業務管理体制の届出内容を確認するため実施するものとする。
- （2） 特別検査  
指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施するものとする。

### 2 検査等実施方法

#### （1） 実施計画及び検査対象の選定

##### ア 一般検査（概ね6年に1回）

検査実施機関は、毎年度6月末までに実施計画を策定し、当該検査対象介護サービス事業者に対し示すものとする。

一般検査は、介護サービス事業者から書面で報告等を徴収する書面検査と、必要に応じ介護サービス事業者本部等へ立ち入り、整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

##### イ 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、一般検査（立入検査を除く。）を実施するときは業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（様式第1号）により、特別検査を実施するときは業務管理体制の整備に関する立入調査の実施について（様式第2号）により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、2の（1）のイにおける立入検査及び2の（2）のイにおける特別検査を実施する場合において、実効性ある実態把握の観点から必要と認める場合は、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

(3) 検査方法

- ア 一般検査のうち書面検査は、当該介護サービス事業者に業務管理体制自主点検表（別紙様式3）の提出を求め、確認することにより行うものとする。

また、検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日老発第0330077号通知）」を踏まえ実施するものとする。

- イ 一般検査のうち立入検査は、2の（3）のイによる書面検査において、業務管理体制の整備に関する届出内容に疑義が生じた場合に行う。

(4) 報告

- ア 検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について別紙様式4-1による報告書を作成し所属長に報告を行うものとする。

- イ 立入検査の場合は、別紙様式4-2により報告書を作成の上、関係部署の責任者（関係課長等）で構成した検査会議に報告するものとする。

(5) 検査会議

検査会議では、（4）のイで報告された内容を審議し、行政上の措置の可否等について検討するものとする。

3 行政上の措置等

- (1) 行政上の措置の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

イ 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

- (2) 2の（5）における検査会議の結果、（1）に掲げる行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、勧告を行うときは業務管理体制の整備に係る勧告について、（様式第5号）により、命令を行うときは業務管理体制の整備に係る命令については、（様式第6号）により文書で通知を行うものとする。

- (3) （2）により通知をしたときは、期限を付して報告を求めるものとする。なお、勧告

するまじに主ならないが改善を要すると認めらるる事項についても、同様に速攻的に申し渡  
善報告を求めらるるものとする。

#### 4 特別な処置

- (1) 3の(1)イに規定する命令を行つた場合において、当該介護サービス事業者が違  
反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指  
定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。  
ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査  
を実施し、事実関係を把握している場合は、この限りでない。

#### 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

##### 附則（施行期日）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

##### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。